

世田谷区公契約適正化委員会（第2回）次第

日時：令和5年10月31日（火）17時30分～

場所：梅丘パークホール 集会室

○ 開会

1. 世田谷区建設工事総合評価方式と変動型最低制限価格制度の入札実施状況と今後の運用について
2. 世田谷区民意調査 2023 結果における公契約条例の認知度について（報告）
3. その他

○ 閉会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 【資料1】 世田谷区建設工事総合評価方式の実施状況と今後の運用について
《参考1-1》 総合評価方式の試行実施状況
《参考1-2》 世田谷区建設工事総合評価方式参加事業者アンケート検証
- ・ 【資料2】 委託契約における変動型最低制限価格制度での入札実施状況と今後の運用について
《参考2》 世田谷区変動型最低制限価格入札参加者アンケート結果
- ・ 【資料3】 世田谷区民意調査 2023 結果における公契約条例の認知度について

世田谷区建設工事総合評価方式の実施状況と今後の運用について

1 主旨

区は、世田谷区公契約適正化委員会からの答申・意見書及び昨今の区の公契約の現況等を踏まえ、令和4年度から、公契約条例の趣旨を入札制度に反映し、品質と価格のバランスを競う、世田谷区建設工事総合評価方式入札を試行実施している。

今般、現在までの入札実施状況を踏まえた今後の運用の考え方を取りまとめたので報告する。

2 入札実施状況

令和4年度の試行開始以降、令和5年9月30日現在で合計73件を実施した。

令和5年度 (令和5年9月30日現在)	令和4年度	合計
51件	22件 (うち昨年度の検証対象15件)	73件

※総合評価方式の試行実施状況は【参考1-1】のとおり。

3 検証の実施

区では昨年度同様に、事業者の得点状況、従来の入札との比較、事業者アンケートの観点から試行実施状況を検証した。検証は、令和4年度・5年度の総合評価方式すべての案件を対象(昨年度の時点から約5倍の案件)に行い、傾向に大きな変化は見られず、価格だけでなく、公契約条例に基づく評価項目が競争の一部として機能していることが確認できた。

検証結果については、世田谷区入札監視委員会に報告し、入札事務の透明性及び公正性・公平性の観点から審議を行う。

※入札参加事業者を対象に実施したアンケート結果は【参考1-2】のとおり。

4 今後の運用

世田谷区入札監視委員会での検証結果の審議を踏まえたうえで、以下の方向性で試行実施を継続する。

(1) 令和6年度における試行実施対象

令和5年度においては年間発注件数の2～3割程度を目途に試行を行ってきたが、議会の議決が必要となる大規模工事(予定価格1億8千万円以上)での実施実績はない。令和5年度の実施状況で特段の問題はないことから、令和6年度においては更な

る効果の波及を図るため、これらの議決案件においても試行実施することとする。

(2) 運用の一部改定

①建設共同企業体（JV）で入札参加する際の評価基準の設定について

区では議決案件の一部で、建設共同企業体（JV）であることを入札参加資格要件としているが、現在の評価方法は単体企業での参加のみを前提としているため、総合評価方式に建設共同企業体（JV）で参加する際の評価基準（施工能力評価点、地域貢献評価点、公契約評価点）を定める。

②「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」の評価点について

本項目で評価点を獲得した事業者は極めて少数であり、他の評価点と比べて著しく達成難易度が高いと考えられる。また、制度の性質上、取得に向けた着手から認定まで一定期間を要することが達成できない要因のひとつとなっていると見込まれる。そのため、くるみん認定及びえるぼし認定の申請の前提となっている、一般事業主行動計画の届出についても評価対象に加えることとし、くるみん認定及びえるぼし認定の取得とは加点に差を設けることで、段階的に評価する。

(3) 令和7年度以降の方針

令和6年度において議会の議決が必要となる大規模工事を実施対象とすることで、区が発注する様々な業種、規模の工事について網羅的に試行実施を行うことができる。

これらの試行案件の検証により、安定的な運用が確認できた時機を捉えて、試行期間を終え本格実施に移行する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月 入札監視委員会にて審議

企画総務常任委員会にて報告、区ホームページで公表

令和6年 2月 令和6年度入札公告の開始

委託契約における変動型最低制限価格制度での
入札実施状況と今後の運用について

1 主旨

区は、令和3年度の1円入札案件の発生や公契約適正化委員会からの意見書を踏まえ、多種多様な委託契約における過度な低価格入札の抑止及び効果的なダンピング対策の実現を目指し、令和5年度から変動型最低制限価格制度の入札を実施している。

今般、現在までの入札実施状況を踏まえた今後の運用の考え方を取りまとめたので報告する。

2 入札実施状況

令和5年9月30日現在で合計129件を実施した。

No.	業務種別	実施件数	最低制限価格未満 入札発生件数	割合
1	建物清掃	41	2	4.88%
2	公衆トイレ清掃	0	-	-
3	造園	54	8	14.81%
4	計画策定支援	6	1	16.67%
5	医療関係検査・調査業務	4	1	25.00%
6	土木関係調査・点検業務	7	1	14.29%
7	データ入力作業	9	2	22.22%
8	電話設備の設置・保守	0	-	-
9	情報処理業務	6	2	33.33%
10	翻訳・通訳	2	0	0%
全体		129	17	13.18%

3 検証の実施

区では変動型最低制限価格の設定率、最低制限価格未満の入札の発生状況、従来の入札との比較、事業者アンケート^{※1}の観点から実施状況を検証した。

入札結果のデータ分析では、全ての業務種別において落札率^{※2}が前年度より上昇しており、落札者以外も含めた入札価格率^{※3}においても上昇傾向が見られた。

検証結果については、世田谷区入札監視委員会に報告し、入札事務の透明性及び公正性・公平性の観点から審議を行う。

※1 入札参加事業者を対象に実施したアンケート結果は【参考2】のとおり。

※2 落札率とは、入札案件ごとの「落札金額／予定価格」の平均をいう。

※3 入札価格率とは、全ての入札者の「入札金額／予定価格」の平均をいう。

4 今後の運用

多種多様な業務委託契約への本制度の導入により、ダンピング対策として一定の効果が得られていることが確認でき、本制度導入の趣旨である市場価格と著しく乖離した低価格での落札の防止を達成できていると考えられる。

令和6年度以降においては、世田谷区入札監視委員会での検証結果の審議を踏まえたうえで、現在の制度運用を継続し、引き続き競争性とダンピング防止の両立を図る。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月 入札監視委員会にて審議
企画総務常任委員会にて報告、区ホームページで公表
令和6年 1月 令和6年度入札公告の開始

【資料3】

令和5年10月31日
財務部経理課

世田谷区民意識調査 2023 結果における公契約条例の認知度について

1 区民意識調査結果

令和5年5月実施の世田谷区民意識調査における公契約条例の認知度を問う設問への回答では、「知らない」が9割近くと多数を占めており、「内容について知っている」と「名称は聞いたことがあるが内容はよく知らない」を合わせた《名称を知っている》は1割となっている。

2 周知の方向性

今後は現在実施している周知の取組み^{*}に加えて、各総合支所くみん窓口、各出張所及びまちづくりセンター（モデル実施個所）の待合スペースに設置されている映像モニター（デジタルサイネージ）での広告など区保有設備のさらなる活用や、民間活用による新たな広報手段の検討も視野に周知の充実を図る。

※これまで実施している取組み

区分	媒体
公契約条例・労働報酬下限額ポスターの掲示	区広報板、東急世田谷線の駅、京王線の駅、小田急線の駅、本庁舎工事仮囲い、区民センター・地区会館・区民会館、三茶パティオ柱
公契約条例・労働報酬下限額チラシ配布	三茶おしごとカフェ、労働報酬下限額の対象案件の契約事業者
その他媒体への掲載等	区ホームページへの掲載、区のお知らせ「せたがや」掲載、X（旧 Twitter）・Facebook・メールマガジン掲載、せたがやエコノミクス掲載、エフエムせたがや放送、事業者への見積依頼書へ公契約条例及び労働報酬下限額の説明掲載（R5.9月～実施）

《世田谷区民意識調査概要》

（1）調査目的

区民が区政に対してどのような意見・要望を持っているかを把握し、今後の区政を進めていくうえでの基礎資料とすること

（2）調査設計

- ① 調査対象 世田谷区在住の満18歳以上の男女個人（外国籍含む）
- ② 対象数 4,000人（無作為抽出）
- ③ 調査方法 郵送配布・回収またはインターネットによる回答
- ④ 調査期間 令和5年5月下旬から6月上旬

一部資料については
他の機関作成等の理由により
非公開とする。